

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日休むに
たると翌
の翌日)

目 次

◇ 告 示 クリーニング師の研修の指定（衛生課）

クリーニング業務従事者に対する講習の指定（〃）

土地改良事業の認可（二件）（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（二件）（造林課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

都市計画法第六十六条による告示（〃）

公有水面埋立ての免許の出願（港湾課）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（〃）

◇ 公 告 平成元年度屋外広告物講習会の開催（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第百八十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び住所

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三番一号

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会場の名称	所在地	受講予定人員
平成二年三月四日	鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	一一〇人

三 受講料 四千五百円

鳥取県告示第百八十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び住所

財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三番一号

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会場の名称	所在地	受講予定人員
平成二年三月十八日	鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	一一〇人

三 受講料四千円

鳥取県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業二部地区区画整理）を平成二年二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業焼杉地区区画整理）を平成二年二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字山茅谷一〇八一の九・大字屋住字中津美奥七六八の三・七六八の五・七六八の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字足谷本谷三〇九・三一〇(以上二筆について

次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年一月十六日鳥取県指令受都計三一二第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字往来西七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市八幡五四二一四

久野 悟

鳥取県告示第百八十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年九月一日鳥取県指令受都計三十二第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字往来西七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大崎二二七五―一四七

角 茂

鳥取県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・七号停車場卵垣線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第百九十号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県倉吉土木事務所及び赤碕町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂屋敷五〇一一二、五〇一一五、五〇〇一三、同町大字別所字太鼓免海道ノ下四九三二七、四九三二六、四九三二八、四九三二三、四九〇一一、四九〇一三、四八九一六、四八九一九番地に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

A地区

次の①の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及び②の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤碕港沖防波堤灯台から一七四度四三分一七秒 五三二・九五メートルの地点

②の地点 ①の地点から二一三度二七分三二秒 一三・二八メートル

ルの地点

③の地点 ②の地点から一二三度二七分三二秒 二・〇六メートル

の地点

④の地点 ③の地点から二一三度二七分三二秒 七二・二〇メートル

ルの地点

⑤の地点 ④の地点から三〇四度四一分〇五秒 六九・五七メートル

ルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二七九度五四分三三秒 一〇・九六メートル

ルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二五二度〇八分四六秒 六・八三メートル

の地点

⑧の地点 ⑦の地点から三〇一度二三分一七秒 二五・九九メートル

ルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇九度三一分四三秒 六〇・三三メートル

ルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二九二度一五分四八秒 八・一三メートル

の地点

⑪の地点 ⑩の地点から二四四度五〇分四五秒 五・四七メートル

の地点

⑫の地点 ⑪の地点から二〇五度〇二分〇四秒 一・三九メートル

の地点

⑬の地点 ⑫の地点から二八八度四〇分四六秒 二九・九五メートル

ルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二〇度三七分〇九秒 八・二〇メートル

の地点

⑮の地点 ⑭の地点から八度一〇分三三秒 一〇・二七メートル

の地点

⑯の地点 ⑮の地点から一七度五二分四九秒 六七・六三メートル

の地点

⑰の地点 ⑯の地点から一〇四度〇六分二九秒 〇・八五メートル

の地点

⑱の地点 ⑰の地点から一八度一二分五七秒 四二・六四メートル

の地点

⑲の地点 ⑱の地点から一二三度二七分三二秒 一二・六五メートル

ルの地点

㉔の地点 ㉕の地点から二一三度二七分三二秒 四・〇〇メートル

の地点

㉖の地点 ㉗の地点から二二三度二七分三二秒 二〇一・五〇メー

トルのの地点

㉘の地点 ㉙の地点から二一三度二七分三二秒 一〇・七二メー

ルの地点

B地区

次のA地点からFの地点までを順次に直線で結んだ線及びGの地点とAの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 赤碓港沖防波堤灯台から一七九度五三分五〇秒 六〇六・

九八メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二一三度二七分三二秒 二・七〇メー

の地点

Cの地点 Bの地点から三〇二度一二分一七秒 五五・四五メー

ルの地点

Dの地点 Cの地点から二九四度二九分〇〇秒 二五・七二メー

ルの地点

Eの地点 Dの地点から七〇度四九分四三秒 五・六三メートルの

地点

Fの地点 Eの地点から九八度三四分一二秒 九・四五メートルの

地点

(三) 面積

二三、九八九・一一平方メートル

A地区 二三、六七四・〇四平方メートル

B地区 三一五・〇七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字別所字笠取坂屋敷五〇一―二、五〇一―五、五〇一―三、同町大字別所字太鼓免海道ノ下四九三―七、四九三―六、四九三―八、四九三―三、四九〇―一、四九〇―三、四八九―六、四八九―九番地に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次のFの地点からDの地点までを順次に直線で結んだ線及びEの地点とFの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Fの地点 赤碓港沖防波堤灯台から一五一度五九分二五秒 四三六・

五一メートルの地点

Aの地点 Fの地点から二一三度二七分三二秒 三二〇・〇〇メー

トルの地点

Bの地点 Aの地点から三〇三度二七分三二秒 二六七・三〇メー

トルの地点

Cの地点 Bの地点から一八度二一分一三秒 二〇〇・〇〇メー

ルの地点

Dの地点 Cの地点から三度四五分四一秒 一四六・一〇メートル

の地点

(三) 面積

一〇一、八三八・六二平方メートル

四 埋立地の用途

A地区 ふ頭用地、港灣関連用地及び道路用地
B地区 道路用地

五 出願年月日

平成二年二月十七日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型	式	製造業者名
		タコヤキI		
		レオパードI		
		ナイトドラゴンIII		

ばちんこ遊技機

うちのポチI	株式会社三共
パールエースI	
ナイトドラゴンV	
アークタンクI	
スーパールレットP I-II	
メロンちゃん	株式会社ソフィア
フッカーI	

鳥取県公安委員会告示第十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成二年二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 聴聞の期日及び場所

平成二年三月七日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会室（鳥取県庁本庁舎）

七號)

二 被聴聞者の住所及び氏名

岩美郡福部村大字湯山三三六〇番地の二
清水 修

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第10条の4第1項の規定により、平成元年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成2年2月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講 習 の 課 程	場 所
平成2年3月22日 (木) 午前10時から	(1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の表示の方法 に関する事項	東伯郡東郷町大字藤津650 鳥取県立東郷湖羽合臨海 公園あやめ池スボーツセ ンター研修室
平成2年3月23日 (金) 午前10時から	広告物の施工に関する事 項	

2 受講申込手續

所定の受講申込書を3の期間内に、鳥取県土木部都市計画課又は各土

木事務所に提出すること。

3 受講申込期間

平成2年3月1日(木)から同年3月17日(土)まで。

なお、郵送による場合は、平成2年3月17日(土)までに到着したものに限り。

4 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)の金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年10月鳥取県規則第50号）第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、その資格を証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

6 その他

詳細については、下記に問い合わせること。

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7363

鳥取県鳥取土木事務所 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7653

鳥取県郡家土木事務所 八頭郡郡家町大字郡家100 電話0858-72-0261

鳥取県倉吉土木事務所 倉吉市東蔵城町2 電話0858-22-8141

鳥取県米子土木事務所 米子市糺町一丁目160 電話0859-34-6211

鳥取県根上土木事務所 日野郡日野町根上140-1 電話0859-72-0321